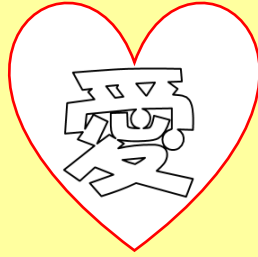


# ビタミン



教育相談便り

2024/9/2

~9月号~

志貴野高等学校 保健・教育相談部

9月

夏休みも終わり、いよいよ9月に入りました。前期終了まであともう少しというところですが、再び学校生活に慣れるまで少し時間がかかりますね。体調には気をつけて下さいね。

今回は清水スクールソーシャルワーカーから、児童手当に関する内容でお話をいただきました。是非読んでみてください。

## 児童手当制度が変わります。

清水 剛志 SSW

成人は18歳からとされてしばらく経ちました。18歳くらいの皆さんは大人のようにですが、18歳になるまでは児童福祉法という法律においては「児童」とされています。児童に関する法制度はいくつかあります。その中でも今回は「児童手当法」について紹介したいと思います。



児童手当とは児童を養育している方への手当です。

児童1人あたり月額で10,000円(3歳未満は15,000円)が支給されます。2024年10月からは、18歳(高校生)までの児童を対象とし、所得制限も撤廃されます。また、第3子以降は支給額が月額30,000円に増額されます。出生時と転入時に住所地の市区町村で申請手続きが必要です。

児童手当は社会手当という仕組みなので、年金保険や医療保険と違い、あらかじめ保険料を納めておく必要はありません。財源は保険料ではなく税ということになります。日本国内に住所がある児童の家庭に対して家庭等における生活の安定の支えとするとともに、児童の健やかな成長の助けとなるようにするものです。

簡単に言うと子どもがいる家庭に子どもの人数にあわせて現金がいただけるということです。これまでたくさん稼いでいる家庭には制限がありましたが、今回から無くなりました。今の高校生の皆さん

は、これまで15歳の3月末まで支給対象であった児童手当が18歳の3月末まで拡大され中学校卒業時点で支給が終わっていたものが再び復活し延長したといってもよいですね。

ただ法律は「児童手当」と子どもを対象にしていますが支給はその家庭に行くこととなります。18歳まで拡大されると「児童手当」なんだから子どもの自身に支給される仕組みだったら良いのと思うと思いますが18歳までは養育の対象なんですよね。社会でみんなで子育て支援ということなのでしょう。





## カウンセラー来校予定

SC :スクールカウンセラー  
SSW:スクールソーシャルワーカー

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
02	03 清水SSW 11:00~14:00	04 安川SC 13:00~17:00	05 水野SC 12:00~16:00	06
09	10	11	12	13 坂本SC 12:00~16:00
16	17 清水SSW 11:00~14:00	18 安川SC 13:00~17:00	19 水野SC 12:15~16:15	20
23	24 清水SSW 11:00~14:00	25 坂本SC 12:00~16:00	26	27
30				



面談を希望する場合はあらかじめ連絡してください。  
\*来校予定日時は、変更になることがあります。  
\*カウンセラーによる電話相談も可能です。(0766-22-3113)  
\*担任、保健室の先生、教育相談係の先生に連絡してください。



### ★ プチコラム ★ 「子育てで困ったときは…」

清水 SSW からは児童手当制度のお話しでしたが、今回のコラムでは子育てで困ったときの相談機関について紹介します。将来皆さんが親になったときに利用することになるかもしれないので、覚えておくといいですね。

#### 1.子育て支援センター

乳幼児の親子や、これから親になる人々が気軽に集い交流しながら、子育てに関する様々な情報が得られる場所です。子育てに関する相談も受けられます。

#### 2.児童発達支援センター

心身の発達に特別な配慮や支援が必要な子どもたちのために、医師・看護師・訓練士・保育士・教師などが連携して療育を行うことで、子どもの健やかな発達と自立の基礎作りをすることを目的としています。自立するのに必要なトレーニングを受けることができます。

#### 3.保健センター

「自分の健康は自分で守る」を理念に、市民の皆様の健康づくりを総合的に推進していくための拠点施設です。乳幼児からお年寄りまで、ライフステージに合わせたきめ細かな保健事業を実施しています。電話での健康相談にも応じてくれます。

